

## 半田市介護支援専門員支援事業費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の業務のうち、住宅改修の理由書の作成業務について、居宅介護支援事業者への支援を行なう目的で支給する介護支援専門員支援事業費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「居宅介護支援事業者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5章第2節に定める指定居宅介護支援事業者をいう。

2 この要綱において「要介護被保険者等」とは、現に本市が行なう介護保険の被保険者であって法第41条第1項に規定する要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(支給及び単価)

第3条 居宅介護支援事業者（以下「支援事業者」という。）に属する介護支援専門員が要介護被保険者等の在宅支援のため、住宅改修費の申請書に添付する介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第2項第2号又は同省令第94条第2項第2号に規定する住宅改修が必要である理由を記した書類（以下「理由書」という。）の作成業務を行なった場合に、介護支援専門員支援事業費（以下「支援事業費」という。）を当該支援事業者に支給するものとする。

2 前項の支援事業費は、1件あたり2,000円とする。

(支給対象)

第4条 前条に規定する支援事業費（以下「住宅改修理由書作成支援費」という。）については、住宅改修工事の着工時において現に本市が行なう介護保険の被保険者資格を有する要介護被保険者等について、その理由書の作成業務を行なった者に対して、当該工事に係る法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する居宅支援住宅改修費の支給申請があった場合に支給する。

(請求の手続き)

第5条 支援事業者が第3条に係る支援事業費を請求しようとするときは、住宅改修理由書作成費請求書（別記様式）により請求しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成13年1月22日から施行する。

2 住宅改修理由書作成支援費については、平成13年1月1日以降に着工した住宅改修工事に係る理由書作成業務から、短期入所振替利用調整支援費については、同年1月分以降に短期入所サービス利用に係る振替利用の調整業務から適用する

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

**請 求 書**  
(住宅改修理由書作成費請求書)

半 田 市 長 様

次のとおり請求します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、下記被保険者住宅改修理由書作成費@2,000× 件分として

| 被 保 険 者 番 号 | 氏 名 |
|-------------|-----|
|             |     |
|             |     |
|             |     |
|             |     |
|             |     |